

コンソーシアムでの申請について

1 申請は幹事団体

申請事業の意思決定及び実施を2団体以上で共同して行う場合には、コンソーシアムで申請を行うことができます。コンソーシアムを構成する団体(以下、「構成団体」という)から幹事団体を選び、申請は幹事団体が行います。

2 コンソーシアムへ期待すること

コンソーシアムでの申請に対し期待することは次のとおりです。

- 各団体のノウハウや知見を共有することで、単独での事業実施よりも大きな事業成果が生み出されること
資金支援の担い手（資金分配団体）育成にあたっては、助成事業の企画立案・実施及び伴走支援を行うプログラムオフィサーの育成を中心に、資金支援の担い手としての総合力を高めるような、4つの支援内容分野を俯瞰し包括的に支援するプログラムが期待されることから、分野ごとの専門性を有する団体同士で役割を補完し合うこと

3 コンソーシアム申請の注意点

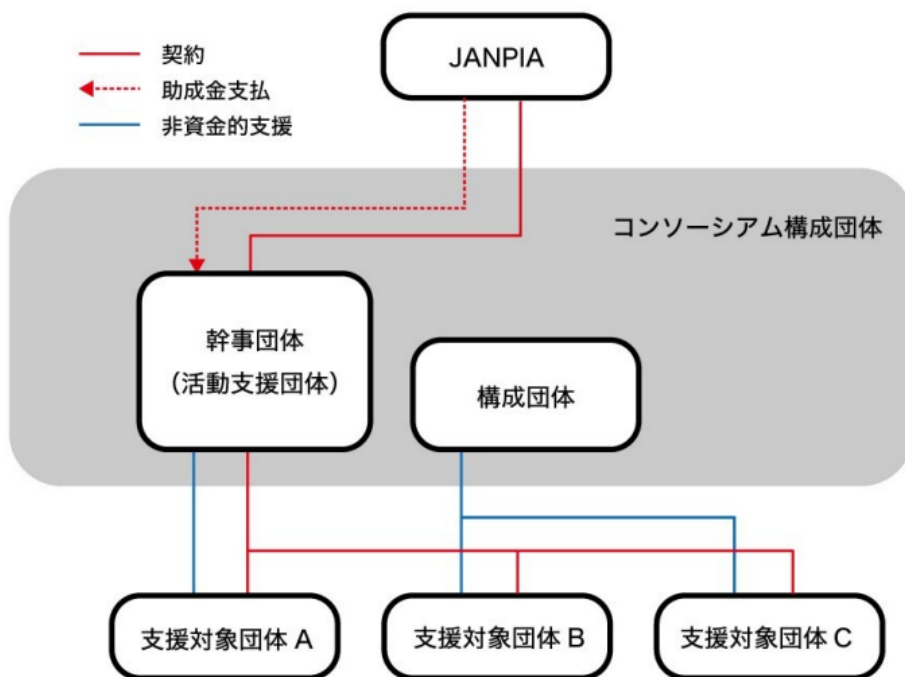
コンソーシアムで申請する場合の注意点は次のとおりです。採択後にコンソーシアムが想定していたとおり機能しないため、事業の進捗状況に影響が生じた事案も発生しています。申請時点でコンソーシアムを組成する団体間で各団体の役割等を明確に整理することが必要になりますのでご注意ください。

- 公募受付システムで申請する際に、コンソーシアムに関する誓約をしていただきます。その内容を幹事団体だけでなく各構成団体もご確認いただくようお願いします。なお、誓約に反したことにより、選定の取り消し等が行われる場合があります。
- 申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変更があった場合は申請を取り下げいただくことになります。
- 幹事団体が活動支援団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金提供契約締結までの間にコンソーシアム協定書を締結していただきますので、申請時にコンソーシアム協定書（案）を検討して作成することをお勧めします。
- 申請時にはコンソーシアム協定書（案）の提出は求めませんが、①コンソーシアムを組成する目的、②各構成団体の担当業務（コンソーシアム協定書別紙2に該当する部分）、③コンソーシアム体制図、④コンソーシアム運営規則（コンソーシアム協定書別紙3に該当する部分）を記載した「03 コンソーシアム説明資料」を提出いただきます。

4 コンソーシアム形態

活動支援団体のコンソーシアムは、幹事団体がJANPIAと資金提供契約を締結し、JANPIAから助成を受けます。幹事団体と構成団体は協力して支援対象団体への非資金的支援を行います。

■コンソーシアムモデル例



- JANPIA との契約当事者：幹事団体
- 支援対象団体との契約：幹事団体
- 支援対象団体への非資金的支援：幹事団体・構成団体いずれも可能

採択後は、構成団体間で合意された各構成団体の役割、意思決定機関としての運営委員会の設置、コンプライアンス責任者の設置、内部通報窓口の設置、連帯責任内容、並びに運営規則等が明記された「コンソーシアム協定書」を提出していただきます。また、JANPIAとの資金提供契約締結時には、参考資料として当該協定書の写しを提出していただきます。